

スーパー定期貯金規定（利息分割型）新旧対照表

新	旧
<p>スーパー定期貯金規定（利息分割型）</p>	<p>スーパー定期貯金規定（利息分割型）</p>
<p><b>1.（貯金の支払時期）</b>  この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>（満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日）</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p><b>2.（省略）</b></p> <p><b>3.（利息）</b>  （1）（省略）  ① 利息の支払が1か月ごとの場合  （省略）  約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に指定口座へ入金します。  ② 利息の支払が2か月ごとの場合  （省略）  約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日 <u>（満期日が休日の場合は翌営業日）</u> に指定口座へ入金します。  ③ 利息の支払が3か月ごとの場合  （省略）  約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の</p>	<p><b>1.（貯金の支払時期）</b>  この貯金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この貯金は、通帳または証書記載の満期日 <u>（追加）</u> に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された貯金口座へ入金する取扱い（以下、「自動解約扱い」といいます。）もできます。</p> <p><b>2.（同左）</b></p> <p><b>3.（利息）</b>  （1）（同左）  ① 利息の支払が1か月ごとの場合  （同左）  約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日 <u>（追加）</u> に指定口座へ入金します。  ② 利息の支払が2か月ごとの場合  （同左）  約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日 <u>（追加）</u> に指定口座へ入金します。  ③ 利息の支払が3か月ごとの場合  （同左）  約定利息から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の</p>

新	旧
<p>合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>④ 利息の支払が6か月ごとの場合 (省略)</p> <p>約定利息から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>(2) ~ (4) (省略)</p> <p><b>4. (貯金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(満期日が休日の場合は翌営業日)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (省略)</p> <p><b>5. ~ 15. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 <u>(追加)</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>④ 利息の支払が6か月ごとの場合 (同左)</p> <p>約定利息から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額は、満期日 <u>(追加)</u> に指定口座へ入金します。</p> <p>(2) ~ (4) (同左)</p> <p><b>4. (貯金の解約、書替継続)</b></p> <p>(1) ~ (3) (同左)</p> <p>(4) 自動解約扱いの場合で、この貯金が証書扱いのときは、満期日 <u>(追加)</u> に元利金をあらかじめ指定された貯金口座に入金した後は、この貯金の証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</p> <p>(5) (同左)</p> <p><b>5. ~ 15. (同左)</b></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(2022年4月1日現在)</u></p>